

令和5年度 教務補助員（保健室【第一部】）募集要項

| | |
|-------|--|
| 職務内容 | <p>学生の健康保持増進業務の補助に従事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健室の業務に関すること ・ 学生の健康相談に関すること |
| 募集人員 | 1人 |
| 募集対象 | <p>県立短期大学の第一部（昼間）に在籍する学生（約430名）を対象に、学内での病気や怪我に対する応急処置，学生からの健康相談等，学校の保健室における仕事を担当することとし，以下の条件を満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養護教諭又は保健師として1年以上の実務経験 <p>なお，以下に該当する方は，応募できませんので御了承ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない者 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した者 |
| 勤務時間 | <ol style="list-style-type: none"> 1 勤務日数 原則として月20日以内 2 勤務日 月曜日から金曜日までに勤務日を割り振ります。 ※ 土曜日，日曜日，祝日及び12月29日～翌年1月3日には勤務日を割り振りません。 3 勤務時間 午前9時から午後4時30分まで （正午から午後1時まで休憩時間，勤務時間6時間30分） ※ 所定勤務時間を超える勤務 原則として無 4 休暇 年次有給休暇，特別休暇（有給・無給） |
| 勤務地 | 〒890-0005 鹿児島市下伊敷一丁目52番1号 TEL099-220-1112 鹿児島県立短期大学 学生課 |
| 任用期間 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※ 採用後，原則として1月間は条件付採用期間となります。 |
| 報酬支払日 | 原則として毎月7日（毎月末日締切翌月支払） |
| 報酬等 | <ol style="list-style-type: none"> 1 基本となる報酬 日額：6,000円～7,200円（学歴，職務経験を考慮の上決定） 2 期末手当 勤務時間や任用期間等に係る一定の要件を満たす場合に支給されます。 （最大で報酬の2.4月分（6月期：1.2月分，12月期：1.2月分が支給されます。） 3 通勤にかかる費用弁償 一定の要件を満たす場合に支給されます。 |
| 退職金制度 | 無 |
| 加入保険等 | 雇用保険，社会保険 災害補償制度の適用あり。 |
| 住 宅 | 無 |

| | |
|-------------|---|
| <p>応募方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市販の履歴書（写真貼付，学歴及び職歴，志望動機を明記。）と，養護教諭及び保健師の免許又は資格書（写し）を，下記宛先まで持参又は郵送にて提出してください。（応募期間：令和5年2月3日（金）午後5時15分まで。） ※ 郵送の場合は，令和5年2月3日（金）消印有効とします。 ・書類選考の上，順次，面接日時等を連絡します。 ・応募期間にかかわらず，採用者が決定次第，募集を締め切らせていただく場合がありますので，あらかじめ御了承ください。 ・選考の経過などについての問い合わせには応じられないものがありますので，あらかじめ御了承ください。 |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・いただいた応募に関する個人の情報は，本募集・採用に関することにのみ使用し，応募の秘密については厳守します。 ・地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として採用します。 ・勤務成績が良好で一定条件を満たした場合，（翌年度及び翌々年度において公募によらず）面接及び勤務成績により選考を行い，再度任用されることもあります。 |

書類提出先及び問合せ先
〒890-0005
鹿児島市下伊敷一丁目52番1号
鹿児島県立短期大学 学生課
担当 和泉
TEL099-220-1112